

# 中途付加用条項集

## ■特則

保険金等の支払時期変更特則	1
---------------	---

## ■特約条項

年金移行特約条項*	3
-----------	---

介護保障移行特約条項*	9
-------------	---

\*これらの特約は「利差配当付ライフサイクル終身保険」、「5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険」、「ライフサイクル積立利率変動型終身保険」に付加することができます。

夫婦年金特約条項	18
----------	----

この特約は「新個人年金保険」に付加することができます。

このたびは、当社の特約中途付加のお手続きをいただきありがとうございます。

さて、この「中途付加用条項集」は、特約中途付加のお手続きにともなう大切な事柄を記載したものです。ぜひご一読いただき、既にお手元にお持ちの「ご契約のしおり・約款」および保険証券とともに保存、ご利用くださいますようお願いいたします。

わかりにくい点がございましたら、担当の生命保険募集人（募集代理店を含みます）または当社コールセンターへお問い合わせください。

ジブラルタ生命 コールセンター

**0120-981-088** **通話料無料**

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00  
(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

## 保険金等の支払時期変更特則

### (特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成24年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約（主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（既契約用）および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（更新用）を含みます。以下「主契約等」といいます。）に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項（以下「主約款等」といいます。）の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

### (保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等（名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。）が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日（5日と定められている主約款等においては5日）以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因
  3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
  2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
  3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90日
  4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨が定められている部分は適用しません。

### (死亡保険金の簡易請求)

- 第3条** 死亡保険金（名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。）の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。



(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成24年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

「4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



# 年金移行特約条項

## (この特約の趣旨)

1. この特約は、すでに締結されている終身保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払に代えて、年金を支払うことにより、老後の生活の安定を図ることを目的とするものです。
2. 夫婦年金移行特約により夫婦年金を選択した場合には、夫婦のどちらかが生存しているかぎり、年金を支払います。

## (用語の意義)

**第1条** この特約条項において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 「基本年金額」  
「基本年金額」とは、年金を支払う際に基準となる年金額をいいます。
- (2) 「年金支払開始日」  
「年金支払開始日」は、この特約の締結日と同日とします。
- (3) 「年金支払日」  
「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

## (特約の締結)

**第2条** この特約は、保険契約者から、すでに締結されている終身保険契約（以下「主契約」といいます）の全部または一部を年金に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. 主契約の一部を年金に移行するときは、次の定めによります。
  - (1) 保険契約者は、年金に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。
  - (2) 年金に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金に移行しない部分」と読み替えます。
3. この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後（主契約の保険料払込方法<回数>が一時払のときは、契約日から起算して5年経過後）に到来する年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます）のうちから、保険契約者が指定した日とします。
4. 次の場合、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
  - (1) 主契約が延長保険に変更されているとき
  - (2) この特約の締結日における被保険者の年齢が会社の定める範囲外るとき
5. この特約の締結日以後、年金に移行した部分（以下「年金移行部分」といいます）については、次の取扱を行いません。
  - (1) 死亡保険金の支払
  - (2) 高度障害保険金の支払
  - (3) 保険金額の減額
  - (4) 保険契約の解約
  - (5) 保険契約者貸付
6. 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なうことを要します。
7. この特約が締結されたときは、この特約の保険証券は発行せず、年金証書を保険契約者に発行します。年金証書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 年金の種類
  - (2) 年金支払開始日
  - (3) 年金額
  - (4) 年金受取人
  - (5) 年金支払方法

## (年金の種類)

**第3条** この特約の年金の種類は次のとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保証期間付終身年金（保証期間は10年）
- (2) 確定年金

## (年金の型)

**第4条** この特約の年金の型は次のとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、第1号の定額型とします。

- (1) 定額型
- (2) 逓増型

## (基本年金額の計算)

**第5条** 基本年金額は、保険契約者の指定に基づき、次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締



結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において保険契約者貸付（保険料の自動振替貸付を含めます）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金。この特約の付加時に消滅する特約等の責任準備金を含めます。
  - (2) 積立配当金。この特約の締結日に支払われる保険契約者配当金を含めます。
  - (3) 買増生存保険金。据え置かれた買増生存保険金を含めます。
  - (4) 買増満期保険金。据え置かれた買増満期保険金を含めます。
  - (5) 満期給付金。据え置かれた生存給付金および満期給付金を含めます。
  - (6) 前納保険料の精算金
  - (7) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額
2. 前項の規定により計算した基本年金額が、会社の定める金額に満たない場合には、この特約を締結することはできません。

#### (年金の支払)

**第6条** この特約の年金は次のとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
年	保証期間付終身年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	(1) 定額型の場合 基本年金額と同額 (2) 通増型の場合 ① 保証期間中 ア. 第1回の年金額は基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額 ② 保証期間経過後 基本年金額の1.5倍に相当する金額	年金受取人
		被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間中の未払年金の現価	
金	確定年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	基本年金額と同額	年金受取人
		被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価	

2. 年金受取人は保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、主契約の一部を年金に移行するときは保険契約者としてします。
3. 保険契約者と年金受取人が異なるときは、年金受取人は、この特約の締結日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 年金受取人が被保険者の場合で、第1項の規定により、未払年金の現価を支払うときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

#### (年金の分割支払)

**第7条** 年金受取人は、会社の定める範囲内で、年金額を等分して支払うことを請求することができます。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。

2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社の定める利率により計算した利息をつけて支払います。

#### (年金の一時支払)

**第8条** 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、会社の定める範囲内で、次の金額を一時に支払うことを請求することができます。

- (1) 保証期間付終身年金においては、残余保証期間の未払年金の現価に相当する金額。この場合、保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
- (2) 確定年金においては、残余年金支払期間の未払年金の現価に相当する金額。この場合、年金移行部分は、一時金を支払った時に消滅します。

#### (年金の請求手続、支払の時期および場所)

**第9条** 年金受取人は、年金の支払事由が生じたときは、すみやかに必要書類（別表）を提出して、年金を請求してください。

2. 年金（年金の分割支払、一時支払および未払年金の現価をいいます。）は、その請求に必要な書類が会社に到達し



た日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (特約の解約)

**第10条** この特約の締結日以後、この特約の解約は取り扱いません。

#### (年金額の減額)

**第11条** この特約の締結日以後、年金額の減額は取り扱いません。

#### (重大事由による解除)

**第11条の2** この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

② この特約の年金支払開始日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

#### (受取人の変更)

**第12条** 主契約の全部を年金に移行した場合、年金受取人は、最後の年金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうちから指定することを要します。主契約の一部を年金に移行した場合、年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

2. 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に支払った年金部分については、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

3. 前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### (遺言による受取人の変更)

**第13条** 前条に定めるほか、主契約の全部を年金に移行した場合、最後の年金の支払事由が発生するまでは、年金受取人は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人のうちから指定することを要します。主契約の一部を年金に移行した場合、年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

2. 前項による年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

3. 前2項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### (受取人の死亡)

**第14条** 年金の受取人が最後の年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人としません。

2. 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金の受取人とします。

3. 前2項により年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (保険契約者配当金の割当)

**第15条** 会社は、会社の定める方法により積み立てた保険契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、次の保険契約のうち年金移行部分に対して、保険契約者配当金を割り当てます。

(1) その事業年度末において、契約日から起算して1年をこえている有効な保険契約

(2) 次の事業年度中の契約応当日以後に、被保険者の死亡により消滅する保険契約

(3) 次の事業年度中の契約応当日以後に、年金の一時支払を行ない消滅する保険契約

(4) 年金の種類が確定年金の場合で、次の事業年度中に年金支払期間の満了する保険契約

2. 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約のうち年金移行部分に対して、保険契約者配当金を割り当てることがあります。

#### (保険契約者配当金の支払)

**第16条** 前条第1項第1号によって割り当てた保険契約者配当金は、次の方法で支払います。

(1) 年金支払中の保険契約

保険契約者がこの特約の締結の際に選択した次のいずれかの方法により支払います。

(ア) 増加年金の買増しに充当する方法

次の事業年度の契約応当日に、増加年金の一時払保険料に充当します。ただし、確定年金の場合において、次の事業年度の契約応当日に最終年金を支払うときは、年金の支払の際に支払います。

(イ) 利息をつけて積み立てる方法

次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときにその受取人に支払います。

(ウ) 年金とともに支払う方法



次の事業年度の契約応当日に年金とともにその受取人に支払います。

(2) 年金の一時支払を行なった保険契約

年金の種類が保証期間付終身年金の場合で、年金の一時支払を行なった保険契約については、次の事業年度の契約応当日から保証期間の満了日（保証期間満了前に被保険者が死亡したときはその時）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初の年金の支払の際または被保険者の死亡の際に支払います。

2. 前条第1項第2号によって割り当てた保険契約者配当金は、年金受取人に支払います。
3. 前条第1項第3号によって割り当てた保険契約者配当金は、一時支払される年金とともに年金受取人に支払います。
4. 前条第1項第4号によって割り当てた保険契約者配当金は、年金支払期間が満了したときに年金受取人に支払います。
5. 前条第2項によって割り当てた保険契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。

(増加年金)

**第17条** 前条第1項第1号（ア）の増加年金の型は定額型とし、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 基本年金（本条を除くこの特約が適用される年金をいいます）が確定年金の場合、確定年金とし、その年金支払期間の満了日は、基本年金の支払期間の満了日と同一とします。
  - (2) 基本年金が保証期間付終身年金の場合、基本年金の保証期間中は保証期間付終身年金とし、その保証期間の満了日は基本年金の保証期間の満了日と同一とします。基本年金の保証期間経過後は終身年金とします。
2. 増加年金については、本条に定めがある事項を除き、基本年金に適用されるこの特約条項の規定を適用します。

(時効)

**第18条** 年金または保険契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

**第19条** この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

**第20条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(介護保障移行特約と重複付加の場合の特則)

**第21条** 主契約にこの特約と介護保障移行特約が重複して付加されることとなる場合は、第2条（特約の締結）第2項中「主契約の一部」とあるのを「介護保障移行部分を除く主契約の一部」と、「年金に移行しない部分」とあるのを「年金および介護保障に移行しない部分」とそれぞれ読み替えます。

## 夫 婦 年 金 移 行 特 則

(夫婦年金の選択)

**第22条** 保険契約者は、この特約の締結の際、夫婦年金への移行を選択することができます。

2. 夫婦年金の取扱は、前条までの規定にかかわらず、この特則に規定するところによります。ただし、この特則に別段の定めのないときは、前条までの規定を準用します。

(夫婦年金の被保険者)

**第23条** 夫婦年金の被保険者は、主契約の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます）および主たる被保険者と同じの戸籍にその夫または妻として記載されている者（以下「配偶者」といいます）とします。この場合、主たる被保険者と配偶者の年齢の差は、会社の定める範囲内であることを要します。

(夫婦年金の種類と型)

**第24条** 夫婦年金の種類は保証期間付終身年金（保証期間は10年）とし、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかを保険契約者が指定するものとします。

- (1) 定額型
- (2) 逡増型



### (夫婦年金の支払)

第25条 この特則の夫婦年金は次のとおりです。

名称		支払事由	支払金額	受取人
夫婦年金	主	年金支払日に被保険者が共に生存しているとき	(1) 定額型の場合 基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ① 保証期間中 ア. 第1回の年金額は基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の5%相当額を加算した金額 ② 保証期間経過後 基本年金額の1.5倍に相当する金額	保険契約者または主たる被保険者
	配偶者年金	年金支払日に被保険者の一方のみが生存しているとき	(1) 保証期間中 被保険者が共に生存しているときに支払われる年金額と同額 (2) 保証期間経過後 被保険者が共に生存しているときに支払われる年金額の7割に相当する金額	生存配偶者

2. 被保険者が、共に保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。
3. 配偶者が主たる被保険者を故意に死亡させたときは、会社は、年金を支払いません。この場合、主たる被保険者が死亡した時に年金移行部分は消滅したものとし、残余保証期間の未払年金があるときは、その現価を主たる被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。ただし、配偶者に対応する部分は支払いません。
4. 主たる被保険者および配偶者の死亡の先後が不明のときまたは同時に死亡したときは、配偶者が先に死亡したものとして取り扱います。

### (受取人の変更)

第26条 主年金の受取人は、最後の主年金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、主年金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の主年金の受取人は保険契約者または主たる被保険者に限ります。配偶者年金の受取人を生存配偶者以外の者に変更することはできません。

2. 前項の通知が会社に到達した場合には、主年金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の主年金の受取人に支払った年金部分については、その支払後に変更後の主年金の受取人から主年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 前2項の規定により主年金の受取人が変更された場合には、変更後の主年金の受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

### (遺言による受取人の変更)

第27条 前条に定めるほか、最後の主年金の支払事由が発生するまでは、主年金の受取人は、法律上有効な遺言により、主年金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の主年金の受取人は保険契約者または主たる被保険者に限ります。配偶者年金の受取人を生存配偶者以外の者に変更することはできません。

2. 前項による主年金の受取人の変更は、主年金の受取人が死亡した後、主年金の受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
3. 前2項の規定により主年金の受取人が変更された場合には、変更後の主年金の受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

### (受取人の死亡)

第28条 主年金の受取人が最後の主年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を主年金の受取人とします。

2. 前項の規定により主年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により主年金の受取人となった者のうち生存している他の主年金の受取人を主年金の受取人とします。
3. 前2項により主年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

### (夫婦年金の増加年金)

第29条 夫婦年金の増加年金は、次の各号に定めるところにより取り扱います。

- (1) 増加年金の型は定額型とします。
- (2) 夫婦年金の保証期間中は、保証期間付終身年金とし、その保証期間の満了日は、夫婦年金の保証期間の満了日と同一とします。夫婦年金の保証期間経過後は終身年金とします。

### (離婚または婚姻の取消)

第30条 主年金支払中に、配偶者が離婚または婚姻の取消（配偶者の生存中に限ります）により第23条（夫婦年金の被保険者）の要件を満たさないこととなった場合には、会社は、会社の定める範囲内で、主たる被保険者のみを被保険者とする終身年金保険に変更し、次回以降の年金額を改めます。



(主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

第31条 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険のときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特約の締結)第2項第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額」と、第5項第3号中「保険金額の減額」とあるのを「基本保険金額の減額」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第5条(基本年金額の計算)第1項第1号中「主契約の責任準備金」とあるのを「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 年金移行部分については、主約款第1条(積立金および積立利率)の規定は適用しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求に必要な書類 (○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	年金証書	年金受取人の印鑑証明書	年金受取人の戸籍抄本	主たる被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	配偶者の戸籍抄本
年金	金	○	○	○	○	○	○
年金の分割支払		○	○	○			
年金の一時支払		○	○	○	○		

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



## 介護保障移行特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、すでに締結されている終身保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払に代えて、介護保障を行なうことを目的としたものです。

### (用語の意義)

**第1条** この特約条項において使用される次の各号の用語の意義は、次のとおりとします。

(1) 「介護保障」

介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金の支払を行なうことによる保障をいいます。ただし、健康祝金の支払を行なうのは、この特約の型がI型の場合に限ります。

(2) 「基本介護年金額」

介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金を支払う際に基準となる介護年金額をいいます。

### (特約の締結)

**第2条** この特約は、保険契約者から、すでに締結されている終身保険契約（以下「主契約」といいます）の全部または一部を介護保障に移行する旨の申出があり、被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. 主契約の一部を介護保障に移行するときは、次に定めるところによります。

(1) 保険契約者は、介護保障に移行しない部分の死亡保険金額を指定することを要します。

(2) 介護保障に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます）を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち介護保障に移行しない部分」と読み替えます。

3. この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます）のうちから、保険契約者が指定した日とします。

4. 次の場合、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されているとき

(2) 主契約に特別条件特約が付加されているとき。ただし、保険金削減支払方法のみが適用されている主契約が、保険金削減期間を経過した後はこの限りではありません。

(3) この特約の締結日における被保険者の契約後の年齢が50歳未満または80歳以上のとき

5. この特約が付加された後は、次の取扱を行いません。ただし、主契約のうち介護保障に移行しない部分についてはこの限りではありません。

(1) 死亡保険金の支払

(2) 高度障害保険金の支払

(3) 保険金額の減額

(4) 保険契約者貸付

6. 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行なうことを要します。この場合、介護年金受取人を指定してください。

7. この特約が締結されたときは、介護保障証書を保険契約者に発行します。介護保障証書には、次の各号に定める事項を記載します。

(1) 特約の締結日

(2) 特約の型

(3) 基本介護年金額

### (医師による診査)

**第3条** この特約の締結の際、被保険者は、会社の定める方法により、医師による診査を受けることを要します。

2. 前項の規定にかかわらず、次の条件をすべて満たすときは、医師による診査を省略することがあります。

(1) この特約の型としてI型を選択すること

(2) 第5条（基本介護年金額の計算）第1項第7号の金額の払込がないこと

(3) 基本介護年金額が360万円以下であること

(4) 告知の時に、被保険者が要介護状態にないこと

(5) この特約の締結日が次のいずれかであること

(ア) 特約締結前の主契約の保険料払込方法<回数>が年払、半年払または月払のとき  
保険料払込期間が満了する日の翌日

(イ) 特約締結前の主契約の保険料払込方法<回数>が一時払のとき  
被保険者の契約後の年齢が50歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して5年を経過していないときは、契約日から起算して5年を経過する日とします。

(ウ) 特約締結前の主契約の保険料払込期間が終身の場合で、保険料払込期間の変更があったとき  
被保険者の契約後の年齢が60歳に達する日。ただし、その日が契約日から起算して10年を経過していないときは、契約日から起算して10年を経過する日とします。



(特約の型)

第4条 保険契約者は、この特約の締結の際、主契約のうち介護保障に移行した部分（以下「介護保障移行部分」といいます）の給付の種類に応じて、次の表のいずれかの型を特約の型として選択するものとします。

型	給付の種類
I型	介護年金 介護給付金 死亡給付金 健康祝金
II型	介護年金 介護給付金 死亡給付金

(基本介護年金額の計算)

第5条 基本介護年金額は、保険契約者の指定に基づき、主契約における次の金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、主契約において保険契約者貸付（保険料の自動振替貸付を含めます）が行なわれているときはその貸付金の元利合計額を差し引き、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（会社の定める方法によって計算される保険料積立金をいいます。以下同じ）。この特約の付加時に消滅する特約等の責任準備金を含めます。
- (2) 積立配当金。この特約の締結日に支払われる保険契約者配当金を含めます。
- (3) 買増生存保険金。据え置かれた買増生存保険金を含めます。
- (4) 買増満期保険金。据え置かれた買増満期保険金を含めます。
- (5) 満期給付金。据え置かれた生存給付金および満期給付金を含めます。
- (6) 前納保険料の精算金
- (7) 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

(介護給付金および介護年金の支払)

第6条 介護給付金および介護年金の支払は、次の表のとおりとします。

名称		支払事由	支払金額	受取人
介護給付金	第1級介護給付金	次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表1の第1級要介護状態（以下「第1級要介護状態」といいます）に該当したこと (2) 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額 × (支払事由の発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	介護年金受取人
	第2級介護給付金	次の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護給付金の支払事由に該当するときは除きます。 (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後別表1の第2級要介護状態（以下「第2級要介護状態」といいます）に該当したこと (2) 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日あること	基本介護年金額の60% × (支払事由発生日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数) ÷ (支払事由発生日の直前の契約応当日から起算してその直後の契約応当日の前日までの日数)	
介護年金	第1級介護年金	契約応当日において、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第1級要介護状態に該当したこと (2) 第1級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額	介護年金受取人
	第2級介護年金	契約応当日において、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき。ただし、第1級介護年金の支払事由に該当するときは除きます。 (1) 被保険者が、傷害または疾病によりこの特約の締結日以後第2級要介護状態に該当したこと (2) 第2級要介護状態がその該当した日から起算して継続して180日以上あること	基本介護年金額の60%	



介護保障移行特約条項

2. 前項の介護給付金の支払事由が生じた場合でも、次のいずれかのときには介護給付金を支払いません。
  - (1) 同一保険年度において、介護年金または介護給付金の支払事由が生じていたとき
  - (2) 介護年金の支払事由が同時に生じたとき
3. 第1項の規定にかかわらず、直前の保険年度に介護年金または介護給付金が支払われていた場合で、要介護状態が中断し、このため契約応当日において180日以上継続したと認められない場合は、介護給付金の支払事由は次のときに生じることとします。
  - (1) 第1級介護給付金  
その契約応当日から起算して180日第1級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき
  - (2) 第2級介護給付金  
その契約応当日から起算して180日第2級要介護状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

#### (戦争その他の変乱の場合の特例)

**第7条** 被保険者が戦争その他の変乱により要介護状態に該当した場合に、戦争その他の変乱により要介護状態に該当した被保険者の数の増加が、この介護保障移行部分の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、介護年金または介護給付金を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

#### (死亡給付金の支払)

**第8条** 被保険者がこの特約の締結日以後に死亡したときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を死亡給付金として主契約の死亡保険金受取人に支払います。

2. 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと会社が認めたときは、死亡給付金を支払います。

#### (健康祝金の支払)

**第9条** 被保険者が次の日に生存しているときは、基本介護年金額の50%に相当する金額を健康祝金として保険契約者に支払います。

- (1) 被保険者の契約後の年齢が70歳に達する契約応当日
  - (2) 前号の契約応当日後5年ごとの契約応当日
2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には健康祝金を支払いません。
    - (1) 健康祝金の支払事由と同時に介護年金の支払事由が生じた場合
    - (2) 健康祝金の支払事由が生じた日がこの特約の締結日である場合
  3. 健康祝金については、支払事由が生じた日以後保険契約者から請求があった時（介護保障移行部分が消滅したときは、その時）まで、会社の定める利率による利息をつけて据え置いておき、保険契約者から請求があったときまたは介護保障移行部分が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、死亡給付金を支払うときは、死亡給付金とともに主契約の死亡保険金受取人に支払います。

#### (介護年金の分割支払)

**第10条** 介護年金受取人の請求があったときは、会社の定める範囲内で、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

2. 前項の場合、被保険者が死亡した際に、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金受取人に支払います。ただし、被保険者が介護年金受取人であるときは、被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。

#### (介護年金および介護給付金を支払わない場合)

**第11条** 被保険者が次のいずれかにより介護年金または介護給付金の支払事由に該当したときは、介護年金または介護給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 介護年金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が介護年金または介護給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 被保険者の薬物依存（備考4.によります）

#### (死亡給付金を支払わない場合)

**第12条** 被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者の故意
  - (2) 主契約の死亡保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。
2. 前項の場合、解約払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。（前項第2号ただし書きに該当したことにより死亡給付金の一部が支払われない場合には、支払われない死亡給付金部分の責任準備金を払い戻します。）ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。

#### (介護年金等の請求手続)

**第13条** この特約の介護年金等の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人は、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、請求してください。

2. 介護年金受取人が被保険者の場合で、介護年金受取人が、介護年金または介護給付金を請求できない特別な事情が



あるときは、次の者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、介護年金受取人の代理人として介護年金または介護給付金を請求することができます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居したまたは被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、次のいずれかに該当する者
  - (ア) 被保険者と同居している3親等内の親族
  - (イ) 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (3) 第1号または第2号に該当する者がいない場合または第1号または第2号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合  
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者

#### (介護年金等支払の時期および場所)

**第14条** 介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。ただし、健康祝金の請求の場合には、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または支払事由に該当した契約応当日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに支払います。

2. 介護年金、介護給付金または死亡給付金（以下本条において「介護年金」といいます。）を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から介護年金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、介護年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

- (1) 介護年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 介護年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
介護年金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第4号(ア)から(イ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは介護年金の受取人の特約締結の目的もしくは介護年金請求の意図に関する特約の締結時から介護年金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、介護年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
  - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または介護年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または介護年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護年金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、介護年金を請求した者に、その旨を通知します。

#### (受取人の変更)

**第15条** 保険契約者は、介護年金または介護給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、介護年金受取人を変更することができます。死亡給付金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、健康祝金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

2. 第1項の通知が会社に到達した場合には、介護年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の介護年金受取人に介護年金または介護給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の介護年金受取人から介護年金または介護給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

#### (解約)

**第16条** 保険契約者は、将来に向かって介護保障移行部分を解約することができます。この場合、介護保障移行部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

2. 直前の契約応当日以後に介護年金または介護給付金の支払事由が生じている場合には、本条の解約は取り扱いません。



ん。

#### (解約返戻金)

**第17条** 介護保障移行部分の解約返戻金はその経過年月数により計算します。

2. 前条の規定により支払われる解約返戻金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (告知義務)

**第18条** この特約の締結の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関して書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

#### (告知義務違反による解除)

**第19条** 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。

2. 会社は、介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の支払事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、介護年金または介護給付金を支払いません。また、すでに介護年金または介護給付金を支払っていたときは、介護年金または介護給付金の返還を請求します。ただし、介護年金または介護給付金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または介護年金受取人が証明したときは、介護年金または介護給付金を支払います。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. この特約を解除したときは、この特約締結前の主契約が継続していたものとして、次のとおり取り扱います。
  - (1) 主契約の死亡保険金額は、会社の定める方法により、この特約の締結前における主契約の死亡保険金額の範囲内で計算します。この場合、すでに支払った死亡給付金または健康祝金があるときは、その金額にかかる金銭を精算します。
  - (2) 基本介護年金額の計算に用いた金額のうち、前号により定める主契約の死亡保険金額の計算に必要な金額をこえる金額は、保険契約者に支払います。

#### (特約を解除できない場合)

**第20条** 会社は、次のいずれかの場合には、この特約を解除することができません。

- (1) 会社が、この特約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
  - (5) この特約の締結日から起算して2年以内に、介護年金または介護給付金の支払事由が生じなかったとき
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による解除)

**第21条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、介護保障移行部分を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人がこの特約の給付金（介護年金、介護給付金および死亡給付金をいいます。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます）をした場合
- (2) この特約の給付金（第1号の給付金および健康祝金をいいます。以下本項において同じ）の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること





- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者、給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者、給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によって介護保障移行部分を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(ア)から(ケ)までに該当したのが死亡給付金の受取人のみであり、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下本項において同じとします。）の支払をしません。また、すでに介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金を支払っていたときは、介護年金、介護給付金、死亡給付金または健康祝金の返還を請求します。
3. 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者、介護年金受取人または主契約の死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって介護保障移行部分が解除された場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、特約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

#### (保険契約者配当金の割当)

**第22条** 会社は、会社の定める方法により積み立てた保険契約者配当準備金の中から毎事業年度末に、次の保険契約のうち介護保障移行部分に対して、保険契約者配当金を割り当てます。

- (1) その事業年度末において、契約日から起算して1年をこえている有効な保険契約
- (2) 次の事業年度中の契約応当日以後に、死亡給付金の支払により消滅する保険契約

2. 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約のうち介護保障移行部分に対して、保険契約者配当金を割り当てることがあります。

#### (保険契約者配当金の支払)

**第23条** 前条第1項第1号の規定により割り当てた保険契約者配当金は、次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立て、介護保障移行部分が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに、保険契約者（死亡給付金を支払うときはその受取人）に支払います。

2. 前項の規定により保険契約者配当金を支払う前に介護保障移行部分が消滅した場合には、前条第1項第1号の規定により割り当てた保険契約者配当金は、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともにその受取人に支払い、その他のときは保険契約者配当準備金に繰り入れます。
3. 前条第1項第2号の規定により割り当てた保険契約者配当金は、死亡給付金支払の際、死亡給付金とともにその受取人に支払います。
4. 前条第2項の規定により割り当てた保険契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。

#### (管轄裁判所)

**第24条** この特約における年金、給付金または祝金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### (主約款の規定の準用)

**第25条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### (年金移行特約と重複付加の場合の特則)

**第26条** 主契約にこの特約と年金移行特約が重複して付加されることとなる場合は、第2条（特約の締結）中「主契約の一部」とあるのを「年金移行部分を除く主契約の一部」と、「介護保障に移行しない部分」とあるのを「年金および介護保障に移行しない部分」とそれぞれ読み替えます。

#### (主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

**第27条** この特約がライフサイクル積立利率変動型終身保険に付加されているときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の締結）第2項第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第5条（基本介護年金額の計算）第1項第1号中「主契約の責任準備金」は「主契約の積立金」と読み替えます。
- (3) 介護保障移行部分については、主約款第1条（積立金および積立利率）の規定は適用しません。

#### (特約の取消および無効)

**第28条** 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、基本介護年金額の計算に用いた金額は払い戻しません。

2. 保険契約者が年金または給付金を不法に取得する目的または他人に年金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。



#### (遺言による受取人の変更)

**第29条** 前条に定めるほか、保険契約者は、介護年金または介護給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、介護年金受取人を変更することができます。死亡給付金の受取人については、主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。また、健康祝金の受取人については、保険契約者以外の者に変更することはできません。

2. 前項の介護年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による介護年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

#### (受取人の死亡)

**第30条** 介護年金（介護年金、介護給付金、死亡給付金および健康祝金をいいます。本条において同じ）の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を介護年金の受取人とします。

2. 前項の規定により介護年金の受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により介護年金の受取人となった者のうち生存している他の介護年金の受取人を介護年金の受取人とします。
3. 前2項により介護年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (受取人による特約の存続)

**第31条** 保険契約者以外のもので特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす介護年金、介護給付金または死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、介護給付金、介護年金、健康祝金または死亡給付金の支払事由が生じ、会社が介護給付金、介護年金、健康祝金または死亡給付金を支払うべきときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 死亡給付金の場合、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金の受取人に支払います。

- (2) 介護給付金、介護年金または健康祝金の場合、次のとおりとします。

(ア) その支払うべき金額が第2項の金額より大きいときは、第2項の金額を債権者等に支払い、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、介護給付金、介護年金または健康祝金の受取人に支払います。この場合、第1項の解除の効力は生じないものとします。

(イ) その支払うべき金額が第2項の金額より小さいときは、その支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合、解除通知到達時から1カ月経過した時に解除の効力は発生し、解約通知到達時の解約払戻金相当額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額を限度に、債権者等に支払います。債権者等に支払った後の残額がある場合は、保険契約者に支払います。

4. 第1項に定める債権者等による特約の解約の場合には、第17条（解約返戻金）第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

#### (時効)

**第32条** 年金、給付金、祝金、解約返戻金または保険契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 1 要介護状態

要介護状態	第1級 要介護状態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 3 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の a～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態
	第2級 要介護状態	次のいずれかに該当したとき (1) 常時寝たきり状態で、下表の a に該当し、かつ、下表の b～e のうち 2 項目以上に該当して他人の介護を要する状態 (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
- b. 衣服の着脱が自分ではできない。
- c. 入浴が自分ではできない。
- d. 食物の摂取が自分ではできない。
- e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

1. 器質性認知症

- a. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)、(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
  - (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
  - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- b. 前 a の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
  - (1) 「器質性認知症」  
「器質性認知症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック<Pick>病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F 02. 1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F 02. 2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス [H I V] 病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F 05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」  
「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、次のようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といえます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動揺しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。



3. 見当識障害

「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害  
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害  
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害  
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2



介護保障移行特約条項

別表2 請求書類

項目	提出書類	介護保障証書	印鑑証明書		
			保険契約者	介護年金受取人	死亡保険金受取人
介護年金・介護給付金の支払		○		○	
死亡給付金の支払		○			○
健康祝金の支払		○	○		
特約の解約		○	○		

項目	提出書類	戸籍抄本			被保険者の住民票 (ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)	会社所定の 診断書	該当条文
		保険契約者	介護年金受取人	死亡保険金受取人			
介護年金・介護給付金の支払			○		○	○	第6条
死亡給付金の支払				○	○	○	第8条
健康祝金の支払		○			○		第9条
特約の解約							第16条

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

## 夫婦年金特約条項

### (この特約の趣旨)

この特約は、保険契約者のニーズの変化に合わせて、既に締結されている個人年金保険契約に付加し、年金の種類を夫婦年金に変更することにより、夫婦の老後の生活の安定を図ることを目的とするものです。

### (用語の意義)

**第1条** この特約条項において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 「被保険者」

「被保険者」とは、この特約を付加する主たる保険契約（以下「主契約」といいます）の被保険者（以下「主たる被保険者」といいます）および主たる被保険者と同一の戸籍にその夫または妻として記載されている者（以下「配偶者」といいます）とします。この場合、主たる被保険者と配偶者の年齢の差は、会社の定める範囲内であることを要します。

(2) 「夫婦基本年金額」

「夫婦基本年金額」とは、この特約締結の際、会社の定める範囲内で、第1回の夫婦年金額として会社の定めた金額をいいます。

(3) 「夫婦年金支払開始日」

「夫婦年金支払開始日」は、主契約の年金支払開始日と同日とします。

(4) 「夫婦年金支払日」

「夫婦年金支払日」とは、第1回の夫婦年金については、夫婦年金支払開始日をいい、第2回以後の夫婦年金については、夫婦年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

### (夫婦年金の種類)

**第2条** この特約の夫婦年金の種類は保証期間付終身年金（保証期間は10年）とし、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかを保険契約者が指定するものとします。

- (1) 定額型
- (2) 逓増型

### (夫婦年金の支払)

**第3条** この特約の年金は次のとおりです。

名称		支払事由	支払金額	年金受取人
夫婦年金	主	夫婦年金支払日に被保険者が共に生存しているとき	(1) 定額型の場合 夫婦基本年金額と同額 (2) 逓増型の場合 ① 保証期間中 ア. 第1回年金額は夫婦基本年金額と同額 イ. 第2回以後の年金額は、前回の年金額に夫婦基本年金額の5%相当額を加算した金額 ② 保証期間経過後 夫婦基本年金額の1.5倍に相当する金額	保険契約者または主たる被保険者
	年			
年金	配偶者年金	夫婦年金支払日に被保険者の一方のみが生存しているとき	(1) 保証期間中 被保険者が共に生存しているときに支払われる年金額と同額 (2) 保証期間経過後 被保険者が共に生存しているときに支払われる年金額の7割に相当する金額	生存配偶者

2. 被保険者が、共に保証期間中の最後の夫婦年金支払日前に死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。
3. 配偶者が主たる被保険者を故意に死亡させたときは、会社は、夫婦年金を支払いません。この場合、主たる被保険者が死亡した時にこの特約は消滅したものとし、残余保証期間の未払年金があるときは、その現価を主たる被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。ただし、配偶者に対応する部分は支払いません。
4. 主たる被保険者および配偶者の死亡の先後が不明のときまたは同時に死亡したときは、配偶者が先に死亡したものと取り扱います。

### (特約の締結)

**第4条** 保険契約者は、主契約の年金支払開始日の2週間前までに限り、会社の定める範囲内で、この特約を締結する旨の申出を行なうことができます。この場合、主年金受取人を指定することを要します。

2. この特約の締結日は、夫婦年金支払開始日とします。





3. この特約の締結日前に、配偶者が、死亡した場合または戸籍上の異動により第1条第1号の要件を満たさないこととなった場合、この特約の付加の申出はなかったものとして取り扱います。
4. この特約が締結されたときは、この特約の保険証券は発行せず、年金証書を主年金受取人に発行します。年金証書には、次の各号に定める事項を記載します。
  - (1) 年金の種類
  - (2) 年金支払開始日
  - (3) 年金額
  - (4) 年金受取人
  - (5) 年金支払方法

#### (夫婦基本年金額)

- 第5条** 夫婦基本年金額は、会社の定める方法により、主契約の年金原資をもとに、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。
2. 前項の規定により計算した夫婦基本年金額が会社の定める金額に満たないときは、この特約は付加できません。

#### (夫婦年金の分割支払)

- 第6条** 年金受取人は、年金支払開始日以後、会社の定める範囲内で、年金額を等分して支払うことを請求することができます。ただし、等分して支払う金額が会社の定める金額に満たない場合には、この取扱をしません。
2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社の定める利率により計算した利息をつけて支払います。

#### (夫婦年金の一時支払)

- 第7条** 年金受取人は、将来の夫婦年金の支払にかえて、会社の定める範囲内で、残余保証期間の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払うことを請求することができます。この場合、保証期間経過後の毎年の夫婦年金支払日に被保険者の双方または一方が生存しているときは、夫婦年金を継続して支払います。

#### (夫婦年金の請求手続、支払の時期および場所)

- 第8条** 年金受取人は、夫婦年金の支払事由が生じたときは、すみやかに必要書類（別表）を提出して、夫婦年金を請求してください。
2. 夫婦年金（夫婦年金の分割支払、一時支払および未払年金の現価をいいます。）は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または夫婦年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

#### (受取人の変更)

- 第9条** 主年金の受取人は、最後の主年金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、主年金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の主年金の受取人は保険契約者または主たる被保険者に限ります。配偶者年金の受取人を生存配偶者以外の者に変更することはできません。
2. 前項の通知が会社に到達した場合には、主年金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の主年金の受取人に支払った年金部分については、その支払後に変更後の主年金の受取人から主年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
  3. 前2項の規定により主年金の受取人が変更された場合には、変更後の主年金の受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### (遺言による受取人の変更)

- 第10条** 前条に定めるほか、最後の主年金の支払事由が発生するまでは、主年金の受取人は、法律上有効な遺言により、主年金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の主年金の受取人は保険契約者または主たる被保険者に限ります。配偶者年金の受取人を生存配偶者以外の者に変更することはできません。
2. 前項による主年金の受取人の変更は、主年金の受取人が死亡した後、主年金の受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
  3. 前2項の規定により主年金の受取人が変更された場合には、変更後の主年金の受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

#### (受取人の死亡)

- 第11条** 主年金の受取人が最後の主年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を主年金の受取人とします。
2. 前項の規定により主年金の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により主年金の受取人となった者のうち生存している他の主年金の受取人を主年金の受取人とします。
  3. 前2項により主年金の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (保険契約者配当金の割当)

- 第12条** 会社は、会社の定める方法により積み立てた保険契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、次の保険契約に対して保険業法および同法にかかる命令にもとづき主務官庁に報告した方法により計算した保険契約者配当金を割り当てます。
- (1) その事業年度末において、契約日から起算して1年をこえている有効な保険契約

- (2) 次の事業年度中の年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます）以後に、被保険者の死亡により消滅する保険契約
2. 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、保険契約者配当金を割り当てることがあります。

#### （保険契約者配当金の支払）

**第13条** 前条第1項第1号によって割り当てた保険契約者配当金は、次の方法で分配します。

(1) 年金支払中の保険契約

保険契約者がこの特約の締結の際に選択した次のいずれかの方法により支払います。

(ア) 夫婦年金保険の買増しに充当する方法

次の事業年度の契約応当日に、第14条に定める増加年金の一時払保険料に充当し、夫婦基本年金とともに支払います。

(イ) 利息をつけて積み立てる方法

次の事業年度の契約応当日から会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保険契約が消滅したとき、または夫婦年金受取人から請求があったときにその受取人に支払います。

(ウ) 夫婦年金とともに支払う方法

次の事業年度の契約応当日に夫婦年金とともにその受取人に支払います。

(2) 年金の一時支払を行なった保険契約

次の事業年度の契約応当日から保証期間の満了日（保証期間満了前に主たる被保険者と配偶者が共に死亡したときはその時）まで会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、保証期間経過後最初の年金の支払の際または被保険者の死亡による消滅の際に支払います。

2. 前条第1項第2号によって割り当てた保険契約者配当金は、年金受取人に支払います。
3. 前条第2項によって割り当てた保険契約者配当金は、会社の定める方法により支払います。

#### （増加年金）

**第14条** 前条第1項第1号の増加年金は、次の各号に定めるところにより取り扱います。

(1) 増加年金の型は定額型とします。

(2) 夫婦年金の保証期間中は、保証期間付終身年金とし、その保証期間の満了日は、夫婦年金の保証期間の満了日と同一とします。夫婦年金の保証期間経過後は終身年金とします。

#### （離婚または婚姻の取消）

**第15条** 主年金支払中に、配偶者が離婚または婚姻の取消（配偶者の生存中に限ります）により第1条第1号の要件を満たさないこととなった場合には、会社は、会社の定める範囲内で、主たる被保険者のみを被保険者とする終身年金保険に変更し、次回以降の年金額を改めます。

#### （時効）

**第16条** 夫婦年金または保険契約者配当金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

#### （管轄裁判所）

**第17条** この特約における夫婦年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

**第18条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

**第19条** この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② この特約の夫婦年金支払開始日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の夫婦年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

#### 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。



別表 請求に必要な書類（○印は必要書類を示します）

項目	必要書類	会社所定の 請求書	年金証書	年金受取人の 印鑑証明書	戸籍謄本	
					年金受取人	主たる被保険者 および配偶者
主 年 金		○	○	○	○	○
配 偶 者 年 金		○	○	○		○

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。



● **Memo SPACE**



A grid of 20 columns and 25 rows of small dots for writing.

● **Memo SPACE**



A grid of 20 columns and 25 rows of small dots for writing.

● **Memo SPACE**



A grid of 20 columns and 25 rows of small dots for writing.





## ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

**0120-981-088** **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先 (担当者)